

## [チェーンソー作業従事者特別教育補講 カリキュラム]

### <対象者>

チェーンソー従事者特別教育修了者  
(労働安全衛生規則第36条第8号の2修了者)

### <根拠法令>

労働安全衛生法第59条 (安全衛生教育)  
労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について  
(平成31年2月14日付け基発0214第9号)

### <カリキュラム>

講習内容	1. 伐木等作業に関する知識	2. 0時間
	2. 関係法令	1. 0時間
	3. 実技 (伐木等の方法)	2. 0時間
	合計	5. 0時間